

## 「柏原市高齢者いきいき元気計画（第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画）（案）」に対するパブリックコメント実施結果

(1) 募集期間 令和2年12月23日（水）から令和3年1月15日（金）まで

(2) 意見の提出者数 1人

●受付区分

郵送	FAX	電子メール	直接提出	合計
0人	0人	1人	0人	1人

(3) 意見内容と市の考え方

No.	意見内容	意見に対する市の考え方
1	<p>私は介護保険制度が始まってからこれまでの施策について不満を持っています。市役所としてこれまでの仕事の中で、私と同様の不満や意見もお聞きになっている筈です。しかし今回の計画の中にそのことが反映されていません。また柏原市としてのその意見等に対する見解なりを示すべきだと思います。ただ国と大阪府の方針と予算に対して「唯々諾々」と、無批判と検証なしに従っているようにしか私には思えません。柏原市としての責任ある見解を示してください。私の意見は(1)介護保険料をほぼ100%使うことのない40歳から強制徴収することに反対。(2)保険というのならそれを適用されること条件（認定等のハードル）を厳しくしてはいけない。(3)年金からの問答無用の強制徴収のため、他の保険や税金・公共料金等の支払いが困難になっている。(4)要支援1と2の保険外しが既に強行されており、今後要介護にも拡大することに反対。(5)介護労働者の賃金と労働条件が悪すぎる。以上です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)について 40歳から64歳（第2号被保険者）の方につきましては、各医療保険者を通じて保険料を徴収することとなっております。また、65歳以上（第1号被保険者）の方の介護保険料につきましては、給付費及び地域支援事業費の推計等の状況を踏まえ、適正に設定してまいります。また、徴収方法につきましては、介護保険法及び介護保険施行令に基づくものとなっておりますので、ご理解願います。</li> <li>・(2)および(4)について 要支援・要介護認定において、本市は全国平均よりも認定率が高く、大阪府平均と同程度の水準となっております。今後とも、介護保険法の趣旨に則り認定等を行ってまいります。</li> <li>・(3)保険料の納付が困難な方に対しましては、今後ともご事情等をお伺いさせていただき納付相談を行ってまいります。</li> <li>・(5)について 第8期の計画に先立って、国による介護報酬の改定が行われました。本市計画書に記載のとおり、賃金改善をはじめとして介護従業者の処遇が適切に確保されているか実地指導等を通して確認していくように努めてまいります。</li> </ul>